４　法第四十八条の四第二項の規定により同条第一項第四号の電子情報処理組織を使用する者が負担する当該電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

５　法第四十八条の四第二項の規定により港湾施設等情報の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）が負担する同条第一項第五号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

６　前五項の使用料は、年額として定めるものとする。ただし、第三項の個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料は、個人識別情報を法第四十八条の四第六項第三号の電子計算機に記録する際に定額を支払うものとして定めるものとする。

第十五条の八　法第四十八条の四第一項第四号の電子情報処理組織を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　電子情報処理組織を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認めるもの

２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の九　法第四十八条の四第一項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　港湾施設等情報の提供を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認めるもの

２　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の十　（略）

（法第五十条の六第八項の規定による措置）

第十五条の十一　前条第一項の規定は、特定港湾管理者が特定利用推進計画に法第五十条の六第三項第三号に掲げる事項を定め、又は当該事項に係る特定利用推進計画の変更をする場合に準用する。

２　（略）

第十五条の十二～第十五条の十四　（略）

（共同化促進施設協定の認可等の公告）

第十五条の十五　第十五条の十三の規定は、法第五十条の十一第二項（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十五条の十六～第十五条の二十三　（略）

（港湾環境整備計画の変更の認定の申請）

第十五条の二十四　（略）

２　前項の申請書には、第十五条の二十一第二項各号に掲げる書類のうち港湾環境整備計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第十五条の二十五～第十五条の二十七　（略）

（新設）

４　前三項の使用料は、年額として定めるものとする。ただし、前項の個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料は、個人識別情報を法第四十八条の四第六項第三号の電子計算機に記録する際に定額を支払うものとして定めるものとする。

（新設）

（新設）

第十五条の八　（略）

（法第五十条の六第八項の規定による措置）

第十五条の九　前条第一項の規定は、特定港湾管理者が特定利用推進計画に法第五十条の六第三項第四号に掲げる事項を定め、又は当該事項に係る特定利用推進計画の変更をする場合に準用する。

２　（略）

第十五条の十～第十五条の十二　（略）

（共同化促進施設協定の認可等の公告）

第十五条の十三　第十五条の十一の規定は、法第五十条の十一第二項（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十五条の十四～第十五条の二十一　（略）

（港湾環境整備計画の変更の認定の申請）

第十五条の二十二　（略）

２　前項の申請書には、第十五条の十九第二項各号に掲げる書類のうち港湾環境整備計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第十五条の二十三～第十五条の二十五　（略）